平成２１年（フ）第１４６６号
大阪府藤井寺市野中２丁目６番24号、前住所堺市美原区黒山286番地８
破産者　本並　　豊
１　決定年月日　平成22年３月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第９９２号
神戸市兵庫区塚本通５丁目２番18―604号、従前の住所神戸市兵庫区塚本通４丁目２番11―701号
破産者　片山　絹子
１　決定年月日　平成22年３月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１０９３号
神戸市東灘区森北町６丁目４番13号２－Ｂ号、従前の住所神戸市東灘区本庄町１丁目８番13―505号
破産者　園山　幸弘
１　決定年月日　平成22年３月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１１０７号
神戸市中央区東川崎町１丁目３番６―613号
破産者　冨田不二雄
１　決定年月日　平成22年３月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１３１６号
神戸市中央区下山手通７丁目18番１―406号、前住所神戸市東灘区住吉宮町３丁目９番１号
破産者　眞鍋　　壽
１　決定年月日　平成22年３月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１３１７号
神戸市中央区下山手通７丁目18番１―406号、従前の住所神戸市東灘区住吉宮町３丁目９番１号
破産者　眞鍋　幸子
１　決定年月日　平成22年３月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１４１４号
神戸市中央区多聞通１丁目３番11号ハイツ神戸209号室
破産者　山下　栄一
１　決定年月日　平成22年３月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１６８３号
神戸市須磨区高倉台５丁目４番12―303号
破産者　笹田　香織
１　決定年月日　平成22年３月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第７６０号
兵庫県西宮市柳本町９番５―104号、前住所兵庫県西宮市上大市２丁目７番11号
破産者　田中　信彦
１　決定年月日　平成22年３月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第１１０号
北九州市八幡西区下上津役２丁目１番21号
破産者　加耒　優治
１　決定年月日　平成22年３月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２０年（フ）第１３１６号
熊本市八反田３丁目10番43号
破産者　吉永　良一
１　決定年月日　平成22年３月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第１５０９号
北海道千歳市稲穂３丁目２番８号
破産者　袖山　　猛
１　決定年月日　平成22年３月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１６１３号
札幌市手稲区新発寒６条７丁目１番14号
破産者　谷川　哲夫
１　決定年月日　平成22年３月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第４４０７号
札幌市豊平区平岸４条５丁目４番10号　ステイツ豊平公園301号室、住民票上の住所北海道苫小牧市花園町３丁目14番18号
破産者　関寺美起惠
１　決定年月日　平成22年３月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２２７号
北海道岩見沢市元町１条東３丁目６番地
破産者　内山　幸子
１　決定年月日　平成22年３月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２１年（フ）第４０２号
釧路市鶴野東４丁目13番25号
破産者　細川壽美子
１　決定年月日　平成22年３月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所

平成２１年（フ）第１２２号
秋田県大仙市大曲字小貫50番地
破産者　高橋　裕介
１　決定年月日　平成22年３月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所大曲支部

平成２１年（フ）第７１２号
水戸市元吉田町779番地の７
破産者　野口　昌昭
１　決定年月日　平成22年３月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第７５３号
水戸市赤塚２丁目2030番地の19
破産者　山崎　光市
１　決定年月日　平成22年３月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所